

徳島県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等を使用できる公営施設として指定していた次の施設について、鳴門市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があった。

令和七年六月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

施 設 の 名 称	所 在 地
鳴門市黒崎集会所	鳴門市撫養町黒崎字清水五二の一
鳴門市黒崎団地集会所	鳴門市撫養町黒崎字磯崎一二二の一五
鳴門市東地集会所	鳴門市北灘町折野字上東地一二二の二
鳴門市桜井集会所	鳴門市北灘町折野字桜井九三の三
鳴門市三俣集会所	鳴門市大麻町三俣字中道一五